

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」の一部改正について

1 改正の趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」は、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収集運搬業審査基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行ってきました。

今般、収集運搬業審査基準を改正し、令和2(2020)年6月19日から適用することに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものです。

※ 収集運搬業許可に係る審査基準改正の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防する「新しい生活様式」の趣旨を踏まえ、申請書の提出方法に郵送による提出を加える。

2 改正内容

- (1) 申請書の提出方法について、郵送による提出を加えました。
- (2) その他所要の改正を行いました。

3 適用期日

令和2(2020)年6月19日から適用します。